

各学校設置者殿

東京都生活文化スポーツ局私学部長

加倉井 祐介

(公印省略)

令和7年度私立大学等研究設備整備費等補助金及び私立学校施設整備費補助金  
に係る事業募集について (依頼)

このことについて、文部科学省から私立専修学校における学校施設の防災安全機能強化や教育基盤の強化等を推進することを目的に、標記事業の募集を行うこととした旨の依頼がありました。

つきましては、下記事項について、各専修学校に周知いただきますようお願いいたします。

なお、「私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費））交付要綱」について現在調整中のため、募集内容に変更があり得ることを念のため申し添えます。

## 記

### 1 今回募集する事業

「私立大学等研究設備整備費等補助金（私立大学等研究設備等整備費）交付要綱（昭和51年8月10日文部大臣裁定）」及び「私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費））交付要綱（昭和58年7月1日文部大臣裁定）」に定める以下の事業とし、令和7年度に整備が行われる事業（※）

（※交付内定日以降に契約が締結され、原則、令和8年3月31日までに対象の建物・設備等の引き渡しを受け、かつ支払いが終了する事業）

(1) 私立大学等研究設備整備費等補助金（私立大学等研究設備等整備費）

① 情報処理関係設備

(2) 私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費））

① 教育装置

② 情報通信ネットワーク装置

- ③－1 専修学校防災機能等強化緊急特別推進事業（耐震補強工事）
- ③－2                 "   （耐震診断費）
- ④                     "   （非構造部材の耐震対策）
- ⑤                     "   （防災機能強化事業）
- ⑥                     "   （バリアフリー化）
- ⑦                     "   （アスベスト対策）
- ⑧ エコキャンパス推進事業
- ⑨ 施設環境改善整備事業

## 2 補助金交付の対象となる者

学校法人又は準学校法人（以下、「学校法人等」とする。）が設置する専修学校（専門課程又は高等課程）

※ 例えば、令和7年度当初の設置者が学校法人等でない専修学校であっても、補助金申請時には学校法人等により設置された専修学校となり、かつ令和6年度末までに卒業生を輩出していれば本補助金の申請の対象となります。なお、個別の事情についてはあらかじめご相談ください。

## 3 補助金交付事業の審査について

「1 今回募集する事業」のうち予算額を上回る応募があったものについては、審査の上交付事業の選定を行います。

具体的には、以下のア～オの観点で順に、一事業あたりの交付額が過度な圧縮とならないと認められる水準まで交付事業の絞り込みを行う予定です。下記全てに該当していない場合においてもご申請いただくことは可能ですが、いずれかの条件を満たさない場合は、審査の結果、不交付となる可能性がありますので予めご承知おきください。

ア. 事業計画書提出時点で、耐震化が完了している学校であること。

イ. 令和7年4月1日時点で、修学支援新制度における機関要件の確認校であること。

ウ. 令和7年4月1日時点で、職業実践専門課程として文部科学大臣が認定した課程（※）を持つ学校であること。

※専修学校の専門課程における職業実践専門課程に認定に関する規定（平成25年文部科学省告示第133号）第2条第1項の規定による。

エ. 過去に国土強靱化関連事業（※1）への交付実績がある、或いは申請年度に国土強靱化関連事業（※2）へ同時に申請を行っている学校法人であること。

※1…専修学校防災機能等強化緊急特別推進事業（耐震対策工事）、同（非構造部材の耐震対策）、同（防災機能強化事業（ブロック塀等の安全対策））のいずれか

※2…専修学校防災機能等強化緊急特別推進事業（耐震補強工事）、同（非構造部材の耐震対策）、同（防災機能強化事業）のいずれか

オ. 令和7年4月1日時点で、避難所に指定された学校であること。

## 4 補助率の圧縮について

上記の審査を行った上でも、なお交付希望額が予算額を上回った場合、交付決定（内定）額について

て、審査後の補助対象経費に補助率を乗じた後、さらに一律の圧縮率を乗じた額とすることとします  
(耐震補強工事、非構造部材の耐震対策、防災機能強化事業及びアスベスト対策等を除く。)。

例：補助率1/2の事業メニューにおいて、補助対象経費1,000万円の事業を申請し、  
40%への圧縮が発生した場合

$10,000,000 \times 1/2 \times 0.4 = 2,000,000$  (円)

(申請状況により、交付額が1/2以下になる可能性があります。)

## 5 事業着手日について

本補助金の申請の対象となるものは、文部科学省からの交付内定日以降に着手される事業のみとし  
ます。(交付内定日より前に事業着手することはできません。)

### 【参考】

令和6年度私立大学等研究設備整備費等補助金交付内定日：令和6年7月16日

令和6年度私立学校施設整備費補助金交付内定日：令和6年7月2日

## 6 提出書類及び提出部数

(1) 回答文書..... 1部

(2) 「事務処理要領」に定める提出資料..... 各2部

(3) 提出先

文末にある担当者宛て提出してください。

(4) 電子媒体の提出

「計画調書等」については、紙媒体の提出と同時に、電子媒体も提出してください。(具体的な様式は、「施設・設備補助金事務処理要領」を参照してください。)

※ただし、令和6年度財務書類を後から提出する場合は、電子媒体のみで提出してください。

提出先は、文末にある(担当)に記載のメールアドレス宛てとしてください。

## 7 提出期限

(申請を行わない場合は、提出は不要です。)

**(1) 私立大学等研究設備整備費等補助金：令和7年4月18日(金) 必着**

**(2) 私立学校施設整備費補助金：令和7年4月18日(金) 必着**

**※ただし、令和6年度財務書類のみ令和7年5月30日(金)を提出期限とします。**

## 8 事業募集に係る留意点について

(1) 学校法人等においては、申請する事業実施のための資金が確保されていること。

(2) 補助事業の施工業者選定に当たっては、適正性及び透明性が求められていることから、私立  
大学等研究設備整備費等補助金(私立大学等研究設備等整備費)交付要綱第19条及び私立学  
校施設整備費補助金(私立学校教育研究装置等施設整備費(私立大学・大学院等教育研究装置  
施設整備費))交付要綱第19条並びに「建設工事等に係る補助事業遂行に当たっての留意事  
項」(別紙1)に従うこととし、原則として、入札又は3社以上の業者による見積り合わせ等  
によること。

なお、計画調書の提出に当たっては、あらかじめ施工業者等の選定を行った上で、提出すること。

- (3) 学校法人等が作成した計画調書等の内容について、確認事項を送付する場合があること。
- (4) 本補助金により取得し、又は効用の増加した財産については、処分制限期間（「平成14年3月25日文科科学省告示第53号」参照）を定めているため、学校法人等においては、この制限期間中に財産の処分（交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供する処分）を行う場合は、事前に文部科学大臣の承認が必要となること。

なお、学校法人が、処分しようとする財産と同等以上の規模、性能等を有する財産を新たに全額自己負担で整備し、処分しようとする財産の処分制限期間の残存期間を新たに整備する財産に引き継がせる場合（自己都合による処分の場合は除く）は国庫への納付金の納付は不要である。

また、処分しようとする財産の補助金額（工事費相当額を含む）のうち、処分制限期間の残存期間分に相当する金額を国に納付する場合は、国庫への所要の納付金の納付が必要となる。（この場合は、新たに整備するものについて、補助金の申請をすることができる。）

ただし、取得価格（工事費相当額を含む）が1個又は1組50万円未満の機器等は、財産処分制限が適用されないため、承認を受けずに個々に処分することができる。

- (5) (4)とあわせて、「私立大学等研究設備等整備費（専修学校分）及び私立学校施設整備費補助金（専修学校分）の取扱に関する留意事項」（別紙2）を確認すること。
- (6) 計画調書等について、本募集より、提出要領の表記や様式等について一部変更を行ったため、必ず本文書及び「令和7年度私立大学等研究設備整備費等補助金及び私立学校施設整備費補助金事務処理要領」を参照の上、作成すること（過去の様式等は使用しないでください）。下限額については、別添「専修学校関係の施設・設備等整備費補助に係る令和7年度事業の下限額について」を参照すること。

- (7) 令和2年12月11日に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、専修学校施設の安全対策を早急に行う必要があることから、本補助事業を活用した安全対策を検討している学校法人等におかれては、可能な限り、今回の事業募集において計画調書を提出すること。

- (8) 計画調書提出後に、機器の製造中止等に伴い機種変更の必要性が生じた場合は、直ちに東京都の担当者まで「変更点及び変更理由を記載した文書」により連絡すること。

なお、連絡がない場合は補助を受けられなくなることもあるので注意すること。

- (9) 提出書類はA4版（一部例外あり）で作成し、書類はすべてファイリングし、各資料別にインデックスを付し、表紙・背表紙には、補助金名、「東京都」、学校法人名、及び学校名を記入すること。
- (10) 提出資料の様式、記入要領、交付要綱等は、私学部のホームページに掲載しています。

(注) URLが変更になっています。

URL <https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/shigaku/kankeisya/hojokin/josei/youshiki>

## 9 その他

ご不明な点等がある場合には、文部科学省に照会する必要があるため、質問票でお願いします。必ずしも様式（添付）に拠らなくても結構です。

<参考> 適用法令等

- I 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
- II 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）
- III 私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費））交付要綱（昭和58年7月1日文科大臣裁定）
- IV 私立大学等研究設備整備費等補助金（私立大学等研究設備整備費）交付要綱（昭和58年7月1日文科大臣裁定）
- V 補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件（平成14年3月25日文科科学省告示第53号）

(担 当)

東京都生活文化スポーツ局私学部私学振興課企画振興担当 濱

電話 03-5388-3083（直通）

メール [S1121501@section.metro.tokyo.jp](mailto:S1121501@section.metro.tokyo.jp)

163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1